

「小規模事業者持続化補助金（一般型）」  
における圧縮記帳等の適用について

2021年2月24日

日本商工会議所

令和元年度補正「小規模事業者持続化補助金（一般型）」は、日本商工会議所から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助対象経費については、圧縮記帳等の適用が認められますが、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外となるため、圧縮記帳等の適用は認められません。